

濃厚接触者の対応について ※オミクロン株の感染急拡大が確認された場合の取扱い<令和4年3月16日時点>

1 濃厚接触者の待機期間の短縮 ※短縮された者も7日目までは、自己健康チェックは必要である。

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
濃厚接触者（乳幼児を除く） <検査方法：抗原定性キット>	接触日				抗原定性キット 1回目：陰性 →翌日の検査へ	抗原定性キット 2回目：陰性 →解除			
濃厚接触者（乳幼児を除く） <検査方法：PCR検査 又は抗原定量検査>	接触日					PCR検査 又は抗原定量検査 陰性→解除			
通常の濃厚接触者	接触日								解除

2 医療従事者である濃厚接触者が業務従事を行う場合の要件

次の【1】～【4】の条件に全て合致していれば、待機期間中であっても、業務への従事が可能となる

- 【1】 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること
- 【2】 新型コロナワクチン追加接種済で、追加接種後14日間経過した後に濃厚接触者と認定された者であること
※2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回目接種済みで14日間経過した後でも可
- 【3】 無症状であり、毎日の業務前にPCR検査又は抗原定量検査（自院での検査に限る）を行い、陰性が確認されていること
※やむを得ない場合は抗原定性キット（薬事承認されたもの）による検査も可
- 【4】 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を所属の管理者が了解している